

各私立幼稚園設置者 殿

茨城県総務部総務課長

私立幼稚園における「満 3 歳児の入園受入」の取扱いについて（通知）

幼稚園の入園資格については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 80 条の規定により、「満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児」とされ、入園時期については、従来、満 3 歳に達した後最初に迎える 4 月に入園することとされてきました。

しかしながら、近年、少子化が進行し、遊び相手や集団生活を求めて低年齢から集団保育を望む保護者からの要求が強まっている中で、昨年文部省において、「学年の初め以降に満 3 歳に達した幼児（以下「満 3 歳児」という。）は、その時点以降幼稚園に入園する（以下「満 3 歳児の入園」という。）ことは可能である」との見解が示されました。

ついては、今後、私立幼稚園における一定の教育条件の維持・確保を図るため、満 3 歳児の入園受入の取扱いを下記のとおりといたしますので、各私立幼稚園におかれましては、この取扱いにご留意の上、満 3 歳児の入園受入を実施されますようお願いいたします。

記

1 満 3 歳児の入園受入の基本的事項

（1）定員との関係

- ・満 3 歳児の入園受入は、現に認可されている収容定員の範囲内で行うこと。

（2）学級編成

- ・満 3 歳児は、原則として学齢の異なる 3 歳児から 5 歳児とは別学級とすること。

ただし、別学級を編成することが困難な場合には、保護者に対し、十分説明して理解を得るとともに、満 3 歳児の入園受入クラスに補助教諭を配置するなど園児の教育条件の充実に努めること。

（3）教育課程及び指導計画

- ・満 3 歳児の発達に応じた教育課程や指導計画を作成して指導すること。

2 その他の事項

（1）園則の整備

- ・満 3 歳児を受け入れる幼稚園は、園則の保育年限（4 年未満）等の規定を改正し、その整備を図ること。

（2）教員数や園舎、園地の面積等の設置基準との関係

- ・教員数や園舎、園地の面積等については、満 3 歳児の学級を含めた総学級数に相当する基準をみたしていること。

（3）幼稚園の入園資格

- ・満 3 歳に達する前の幼児（3 歳未満児）を受け入れることは、今後も学校教育法に違反するので、いかなる理由があっても実施しないこと。